

労使労働共同体構想と自由労働組合

白 井 英 之

一 はじめに

第一次大戦敗戦後の一九一八年十二月から一九二四年三月までの五年以上にわたって、ドイツの労働組合と企業家団体との間で組織された「中央労使労働共同体 Zentralarbeitsgemeinschaft」⁽¹⁾は、従来から労使間に存在した諸問題にひとつの決着をつけたという点で、大戦前以降の労使間の相互関係の歴史的帰結点を示していた。それと同時にまた「中央労使労働共同体」は、ヴァイマル期ドイツの労使間における諸関係の原則を体現すべく構想・組織され、以後のその関係のあり方に根本的な方向づけをあたえるという意味を持っていた点で、ドイツ労使間の相互関係の歴史的出発点でもあった。本稿は、「中央労使労働共同体」を第一次大戦前におけるドイツ労使間の相互関係の集約点であると同時にまたその出発点として把握し、その理念と実態を析出する作業にむけての予備的考察を行おうとするものである。

ところで「中央労使労働共同体」は、第一次大戦敗戦後に構想された労使労働共同体体系の頂点に立つ機関で

労使労働共同体構想と自由労働組合

労使労働共同体構想と自由労働組合

あった。この労使労働共同体体系は、労使両団体間の協議機構として構想されたが、実際に組織され、活動したのは「中央労使労働共同体」のみであった。ここでは「中央労使労働共同体」を頂点とする労使労働共同体構想と当時の労働組合——その中でも最大の組織を持ち、この構想に関して指導的立場に立っていた自由労働組合 *Freie Gewerkschaften* ⁽²⁾——との関連を考察の中心においており、その点からすれば本稿は「中央労使労働共同体」の具体的展開の限定的な考察にとどまっている。

以下の考察では、労使労働共同体構想に対する労働組合の対応は、そこにいたる歴史的経緯と当時の歴史的状況とに制約されるをえないという点に着目し、まずは労使労働共同体構想が生み出された背景と構想の内容について検討する。ついで自由労働組合がこの労使労働共同体構想を推進した背景を、当時の革命的状况との関連において考察し、最後にこれらの考察から導き出される新たな課題を提示したい。

(1) „Arbeitsgemeinschaft“には定訳がないが、「労働共同体」と訳されるのが一般的である。この訳語は、„Arbeitsgemeinschaft“を直訳したものとと思われるが、„Arbeitsgemeinschaft“の担い手が必ずしも明確にされているわけではない。また他に「労資共同体」と訳されることもあるが、「労資」という用語は、資本主義の変革を展望した上で、資本家と労働者との階級関係的視点から対象を捉えようとする場合に用いられるのが一般的である。これらに対し、本稿で用いている「労使労働共同体」という訳語は、「Arbeitsgemeinschaft」の中でも、実際に組織された „Zentralarbeitsgemeinschaft“ の正体名称、 „Zentralarbeitsgemeinschaft der industriellen und gewerblichen Arbeitgeber und Arbeitnehmer Deutschlands“ の訳語を用いることによって明らかにされると思われるメリットは、この組織体の担い手が訳語の中にあられるという点である。そのことによって、「労資」ではなく「労使」を用いたのは、この組織体が、資本主義経済を前提とした上で、企業家団体

(表1)

単位：人

年	自由労働組合	キリスト教労働組合	ヒルシュカッセル労働組合
1918	1,664,991	404,682	113,792
1919	5,479,073	858,283	189,831

Arno Klönne, Hartmut Reese, Die deutsche Gewerkschaftsbewegung. Von den Anfängen bis zur Gegenwart, Hamburg 1984, S. 220.

(表2)

単位：人

年・期	組合員数
1918. 第3四半期	1,468,132
1918. 第4四半期	2,866,012
1919. 第1四半期	4,677,877
1919. 第2四半期	5,779,291
1919. 第3四半期	6,562,359
1919. 第4四半期	7,338,132

Heinrich Potthoff, Gewerkschaften und Politik zwischen Revolution und Inflation, Düsseldorf 1979, S. 41. なお、数字は各四半期末のもの。

(2)

と労働組合とから構成された組織体であったからである。一般に、「労使」という用語は、資本主義経済のもとでの所有と経営の分離を前提として、「労資」でいうところの資本家と労働者との関係を、使用者と被用者、あるいは経営者と労働者の関係として把握するときに用いられるが、この組織体の制度的側面を捉えるという点からも、本稿では「労使」的視点からのアプローチを試みたいと思う。

ちなみに大戦が終了した一九一八年、および翌一九一九年の各労働組合の組合員数は(表1)のようであった。この数字は、年度のいつの時点の数字であるかが明確でないという点で、資料批判に堪えうるものではないかもしれないが、他の労働組合に比較して自由労働組合の組織が当時いかに大きかったかを示すためにあげておく。なお、

労使労働共同体構想と自由労働組合

一九一九年の統計資料を用いて自由労働組合の組合員数の変化を調べたポットホフによれば、自由労働組合組合員数は(表2)のような変化を示している。

二 労使労働共同体構想の歴史的背景

——「シュティンネス＝レギーン協定」をめぐる——

「中央労使労働共同体」が具体化したのは、一九一八年十一月一日に労使団体代表間で締結されたいわゆる「シュティンネス＝レギーン協定 Stinnes-Legien-Abkommen」である。協定は、その発効を述べた条項も含めれば、全部で一二条から成っており、第一〇・一一条において、のちの「中央労使労働共同体」となるべき中央委員会 Zentralausschuss の設置、目的および権限等について謳われていた。そこでまず、本協定の内容を見ておこう。

本協定は、労働者の有資格代表として労働組合を承認し(第一条)、団結権を保障する(第二条)とともに、いわゆる会社組合と使用者・使用者団体との関係を断つことを明確にした上で(第三条)、労働条件が集合協定によって確定されるべきことを明確にうちだしていた(第六条)。こうした集団的労働関係の規定はさらに、職業紹介にあたっての、あるいは調停委員会等における労使同権原則によって貫かれていた(第五および第八条⁽²⁾)。これらの諸条項の遵守を監督すべく設置が構想されていたのが中央委員会であった。すなわち、第一〇条においては、本協定の履行、復員の処理、経済生活の安定、労働者の生活維持の保障を目的として、使用者組織と被用者組織とによって同権原則に基づく中央委員会が設置されること、第一一条においては、その任務として、賃金・労働条

件の集团的規制および多種の職業部門にわたる争議の仲裁に関して原則的問題の決定を行うこと、さらに同条において、一定期間の間に異議申し立てがない限り、中央委員会の決定が拘束力を有することが、それぞれ謳われていたのである。⁽³⁾

ところで後で述べるように、「中央労使労働共同体」は、本協定で構想された中央委員会にはかならなかつた。この点を考慮すれば、労使労働共同体構想の主要問題はすべてこの協定がはらんでいた問題に包摂されていたといえる。しかも本協定は、第一次大戦においてドイツの敗戦が濃厚となってきた時期から労使団体双方において協議・検討されていたから、協定の成立過程の中にこそ、その問題点が見い出されねばならない。また本協定は、従来の労使関係の枠組みを基本的に転換させる性格をも有していたから、それは労使両団体間の対抗関係におけるひとつの歴史的帰結として把握される。したがってここでは、労使相互の対抗関係という点から、協定が成立するまでの経緯をおおまかながらも把握することが必要となる。⁽⁴⁾

本協定締結への胎動は、もともとは、第一次大戦勃発直後からすでに存在していた。それは一九一四年九月に、当時、木材労働組合委員長であったライバルト Theodor Leipart により提唱されていた労使労働共同体構想である。この構想は、基本的には労働組合員の失業を克服すべく労使共同で雇用増進を政府に働きかけるような機関を設置することにその目的がおかれていた。⁽⁵⁾ライバルトのかかる提唱を受けた使用者の中央組織であるドイツ使用者団体連合は、当初、実質的にこの労使労働共同体構想の受け入れを拒否していたが、戦中の官僚的な政府の統制経済から生ずる汚職や闇取引といった弊害に不安を抱いていた企業家たちは、ドイツの敗戦が色濃くなるにつれて、信頼のおけない政府の手によって復員と平和経済への移行が取り扱われることに危機感を抱き、

労使労働共同体構想と自由労働組合

労働組合との協力が一層重要で、また適切であると思うにいたった。⁽⁶⁾ こうした空気の中で、一九一七年十二月から一九一八年一月にかけて労働組合代表者と企業家との秘密会談が開かれたが、何の成果もあげることができなかった。⁽⁷⁾ その後一九一八年十月に、自由労働組合委員長レギーンと企業家代表ラウマーとによって会談が持たれ、この会談によりほぼ協定の骨子ができあがった。⁽⁸⁾

ところでラウマーは、いわゆる独占資本の類型化に従うならば、新興の独占資本である電機産業グループを代表して協定締結に積極的であったのに対して、シュティンネスを代表とする旧来の独占資本である石炭・鉄鋼グループは、一九一八年の夏の時点ではいまだに労使間の協力を拒否していた。⁽⁹⁾ しかし十月にはいると、指導的鉄鋼企業家たちがデュッセルドルフで会合を開き、弱体化した政府からはなんらの援助も期待できない、との結論を下した。そこで彼らが「同盟者」と呼んだものこそが労働組合であった。当時、ドイツ鉄鋼産業連盟 Verein deutscher Eisen- und Stahlindustrie 事務局長であったライヒャート Jacob Reichert はつぎのように言っている。⁽¹⁰⁾ 「大きな影響を持っているのは組織された労働者だけだと思われる。〔……〕 国家と政府の不安定な力を考慮すれば、産業にとつては、労働者にのみ強力な同盟者が存在する。それは労働組合である」と。⁽¹¹⁾ こうして従来の態度を転換した重工業企業家は、ラウマーらと歩調を合わせることになり、協定の締結へと向かうことになったのである。⁽¹¹⁾

こうした経緯を見る限り、大戦勃発当初に労働組合が提唱しながらも、企業家側により拒否されていた労使労働共同体は、敗戦の可能性が高くなった時点で今度は逆に企業家側が主導権を握る形で、その構想の具体化を見たということになる。他方、協定締結にいたるまでの経緯から労働組合を見る限り、労働組合は資本主義的経済

秩序を否定することはなく、むしろ経済の社会主義的変革を基本的に拒否していた、との指摘も決して誇張とはいえないであろう。⁽¹²⁾ 自由労働組合のウムブライト Paul Umbreit のつぎのような見解をもって、労働組合の意見を代表させることも許されるであろうし、また、そこでの評価は決して体制変革を展望してなされたものでもなかった点に注意を払っておかねばならない。

ウムブライトによれば、「シュティンネスレギーン協定」は、集団主義的労働法の最終的勝利として位置づけられる。なぜ「勝利」であるのか。それは、協定を貫徹している同権原則に労働組合が大きな価値を見いだしていたからにほかならない。「将来の法の発展にとって重要であるのは、団体協約締結の際の、あるいは職業紹介行政等に際しての、同権の原則的承認である。それによって、すべての被用者とすべての使用者との完全な同権はあらゆる形態において認められるし、また将来の労働立法において顧慮されねばならない原則である」と彼は述べている。⁽¹³⁾ このような視点は、一九一九年の自由労働組合大会における基本方針の中で述べられたように、「経済生活と社会政策のあらゆる問題が同権の代表をもとにして解決されるべき労使労働共同体の創設」をもたらししたものとして本協定を把握する視点に連なっていくことになる。⁽¹⁴⁾

しかし、協定に対するこうした積極評価の裏に、まったく別の側面における労働組合の戦略があったことを見落としてはならない。それは、敗戦直後から急速な勢いで広まったレーテ（評議会）運動との関連の中で捉えられる。この点については、節を改めて論じることとし、その前に労使労働共同体が具体的にどのような構想されていたかについて検討しておきたい。

(一) 協定の全文は、Institut für Marxismus-Leninismus beim Zentralkomitee der Sozialistischen Einheitspartei

労使労働共同体構想と自由労働組合

労使労働共同体構想と自由労働組合

Deutschlands (Hrsg.), *Dokumente und Materialien zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung*, Reihe II.: 1914-1945, 2. Bd., November 1917-December 1918, Berlin 1957, S. 393-394. なお、本協定の名称は、シムオン・ネネ Hugo Stinnes と自由労働組合総務委員会 Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands 委員長 ケーン Carl Legien との間で交わられたこと由来する。ただし、一九一八年の Reichs-Arbeitsblatt に掲載された本協定は、*Vereinbarung zwischen Arbeitgeber= und Arbeitnehmerverbänden*. Vom 15. November 1918. とあるばかりで、条項が二三項目に分けて紹介されている。Reichs-Arbeitsblatt の条項が一二条とだけ紹介するのは、第一一条を二つに分けて紹介しているためである。Vgl. Reichs-Arbeitsblatt, 16. Jg., Nr. 12, 1918, S. 874.

- (2) 以上の諸条項以外の内容は、中央委員会に関する条項を除けば、復員労働者の職場復帰権利保障(第四条)、従業員五〇名以上の経営における労働者委員会の設置(第七条)、八時間労働規定(第九条)、協定の発効と失効(第一二条)である。

- (3) 協定の署名者は団体では、企業家側が、ライオン使用者団体連合 Vereinigung der Deutschen Arbeitgeberverbände をはじめとする産業団体二一団体、労働者側が自由労働組合をはじめとする七団体であった。

- (4) この点については、W. Richter, *Gewerkschaften, Monopolkapital und Staat im ersten Weltkrieg und in der Novemberrevolution* (1914-1918), Berlin 1958. がその経緯を詳細に検証している。その中の論述その研究に負うところが大である。また、同著者を扱った G. D. Feldman, *German Business between War and Revolution. The Origins of the Stinnes-Legien-Agreement*, in: Gerhard A. Ritter (Hrsg.), *Entstehung und Wandel der modernen Gesellschaft. Festschrift für Hans Rosenberg zum 65. Geburtstag*, Berlin 1970, [Abk.: Feldman II], S. 313ff. などが、英語の論文として、東洋史学『ライオン革命』『ライオン工業

中央労働共同体』(一)』京都大学『法学論叢』第九一卷第三号、一九七二年五月。

- (5) Vgl. Ludwig Preller, Sozialpolitik in der Weimarer Republik, unveränderter Nachdruck des erstmals 1949 erschienenen Werkes, Düsseldorf 1978, S. 35.; Paul Umbreit, Die Arbeitsgemeinschaft zwischen Arbeitgeberverbänden und Gewerkschaften, Die Neue Zeit, 37. Jg., 1. Bd., 1919, S. 313-315. 大戦期の労使労働共同本及びその後、vgl. Ursula Ratz, „Die Arbeiterschaft im neuen Deutschland“ Eine bürgerlich-sozialdemokratische Arbeitsgemeinschaft aus dem Jahre 1915, Internationale wissenschaftliche Korrespondenz zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, 13. Heft, 1971, S. 8 ff. なおその本及びその詳細を検討したものと、山田高生「第一次大戦における自由労働組合の超経営参加政策(ドイツ・一九一四—一九一八)(一)」成城大学『経済研究』第五七号、一九七七年三月、二九—三〇頁以下参照。

- (6) Gerald D. Feldman, Die Freien Gewerkschaften und die Zentralarbeitsgemeinschaft 1918-1924, in: Heinz O. Vetter (Hrsg.), Vom Sozialistengesetz zur Mitbestimmung. Zum 100. Geburtstag von Hans Böckler, Köln 1975, [Abk.: Feldman II], S. 235-236. また、ドイツ使用者団体連合のことは、たまたま、vgl. Dieter Fricke u. a. (Hrsg.), Lexikon zur Parteiengeschichte. Die bürgerlichen und kleinbürgerlichen Parteien und Verbände in Deutschland (1789-1945), 4. Bd., Leipzig 1986, S. 322 ff.

- (7) この会議の参加者は、企業家側から、マッサー Hans von Raumer, フェリクス Felix Deutsch, マーティウス Walther Rathenau, シーメンス Carl Friedrich von Siemens (以下「電機産業」)、ホーシムス Ernst Borsig (機械産業)、シロテュンネス(石炭・鉄鋼産業)、ノヒートンヨー Albert Vögler (同)、また労働組合側から、ヒギーノ、ハンマー Gustav Bauer (自由労働組合総務委員会委員)、ヤーンマン Wilhelm Jansson (同) などがいた。W. Richter, a. a. O., S. 160-162.

労使労働共同体構想と自由労働組合

労使労働共同体構想と自由労働組合

- (8) 会談は、十月二日と同月二二日に持たれ、とくに二二日の会談においては協定の第一―三条、第五・六条、第八条にわたる内容が合意をみている。なおこの会談の他の参加者は、ハムプラー、シュリック、August Schlicke（金属労働組合委員長）であった。Vgl. Feldman I, S. 325.; Hans von Raumer, Unternehmer und Gewerkschaften in der Weimarer Zeit, Deutsche Rundschau, 80. Jg., 1954, S. 428-429.
- (9) 独占資本の二ツループシエーマに関しては、栗原良子前掲論文、四七ページ参照。また、同様の類型化に関して、先進帝国主義類型（電機・化学資本）と後進帝国主義類型（石炭・鉄鋼資本）を提示し、この議論をいっそう押し進めたものとして、栗原優『ナチズム体制の成立 フォイマル共和国の崩壊と経済界』、ミネルヴァ書房、一九八一年、二〇ページ以下参照。
- (10) W. Richter, a. a. O., S. 204.; Feldman II, S. 237.
- (11) このページにあげた労使会談のもうひとつの帰結として、産業再編局 Reichsamt für die wirtschaftliche Demobilisation が設置されたことは、戦後の労働市場への労使による協働的対応という意味からも見逃すことができないが、ここではあれない。その設置経緯については、vgl. W. Richter, a. a. O., S. 223-233. その経済的・政治的意義については、山田高生「第一次大戦における自由労働組合の超経営参加政策（トイッ・一九一四―一九一八）（二）」、前掲誌、第五八号、一九七七年十月、一五〇ページ以下参照。
- (12) Vgl. Hans-Hermann Hartwich, Arbeitsmarkt, Verbände und Staat 1918-1933. Die öffentliche Bindung unternehmerischer Funktion in der Weimarer Republik, Berlin 1967, S. 7.
- (13) P. Umbreit, a. a. O., S. 318. ウムブレイトは当時「自由労働組合総務委員会機関誌 Correspondenzblatt」の編集者としてたまたま労働組合においては知られる主流に属していたといえる。彼については、たとえば、vgl. Ludwig Heyde, Art. Paul Umbreit, in: L. Heyde (Hrsg.), Internationales Handwörterbuch des Ge-

werkschaftswesens, 2. Bd., Berlin 1932, S. 1743-1744.

- (14) Protokoll der Verhandlungen des zehnten Kongresses der Gewerkschaften Deutschlands, abgehalten zu Nürnberg vom 30. Juni bis 5. Juli 1919, Berlin-Bonn 1980, [Abk.: Protokoll. Nürnberg.] S. 57.

三 労使労働共同体構想

——労使労働共同体の組織と機能——

労使労働共同体は、一九一八年十二月四日に結ばれた暫定労使労働共同体規約 *Vorläufige Satzung für die Arbeitsgemeinschaft der industriellen und gewerblichen Arbeitgeber und Arbeitnehmer Deutschlands* ⁽¹⁾より、具体化の一步を踏み出すことになった。すでに述べたように、「シュティンネスレーギン協定」第一〇条では中央委員会の設置が謳われ、これが労使労働共同体体系の頂点に立つ「中央労使労働共同体」として予定されていた。実際に中央委員会が組織され、委員会が開催されたのは十一月二十四日である。ここではレギーンとラウマーとに労使労働共同体に関する規約の作成が委任された。⁽²⁾しかし、十二月四日の規約は、それに「暫定」という語が付加されていることからわかるように、正式な規約としては結ばれておらず、「中央労使労働共同体」を含めた労使労働共同体の正式な機構の整備は、それから約一年後の一九一九年十二月一二日に結ばれた正式規約を待たねばならなかった。⁽³⁾暫定規約は全部で九条から成っている。ここではその個々の内容を正式規約と比較しつつ紹介し、労使労働共同体の有した意義について考察したい。

暫定規約はその第一条で、労使労働共同体の目的と任務について、「労使労働共同体は、ドイツの工業に関する労使労働共同体構想と自由労働組合

労使労働共同体構想と自由労働組合

るあらゆる経済的・社会的諸問題を全般にわたり解決すること、およびそれら諸問題に該当するあらゆる立法・行政問題を全般にわたり解決することをその任務とする」とした上で、以下の条項において、その組織機構に關し、つぎのような規定をしていた。(なお、以下において括弧の中に「暫」としているのは暫定規約、「正」としているのは正式規約である。)

労使労働共同体の頂点に立つ機関は、中央委員会 *Zentralausschuss* と中央理事会 *Zentralvorstand* である(暫・第二条)。中央委員会は「ドイツ全工業の組織された使用者・被用者の労使労働共同体」(暫・第七条)であり、また中央理事会は、「労使労働共同体を外に向けて代表する」(暫・第八条)。「中央労使労働共同体」と称される実態は、実のところこの二つの機関にほかならない(正・第二条)⁽⁴⁾。その下部体系として、工業部門ごとに「部門グループ *Fachgruppe*」が組織される。これは「工業部門の組織された使用者・被用者の中央の労使労働共同体 *zentrale Arbeitsgemeinschaft* である」(暫・第四条)。さらにその「部門グループ」の下部には、地区ごとに「基礎グループ *Unterguppe*」が組織され、これは「工業特別区もしくは工業地区の使用者・被用者の労使労働共同体である」(暫・第五条)。

正式規約においては、暫定規約で「部門グループ」と呼称されていた労使労働共同体は、「全国労使労働共同体 *Reichsarbeitsgemeinschaft*」に、また「基礎グループ」と呼称されていた労使労働共同体は単なる「グループ *Gruppe*」と、それぞれ呼称が変更されたが、その規定内容においては両規約とも大きな変更はない(正・第四・五条)。ただし、正式規約においては鉄・金属工業部門における労使労働共同体をはじめとする計一四の全国労使労働共同体が具体的に挙げられるにいたった⁽⁵⁾。

つぎに、各レベルにおける労使労働共同体の組織機構を見ておこう。体系の最下位に位置する「基礎グループ」ないし「グループ」は、理事会と委員会を持ち、それらは使用者と被用者との代表によって同権的に構成される。その上にたつ「部門グループ」ないし「全国労使労働共同体」も、理事会と委員会を持ち、それらは使用者・被用者両団体の代表から同権的に構成される（以上、暫・第四一六条、および正・第四一六条）。さらに中央委員会は、「部門グループ」ないし「全国労使労働共同体」の代議員と使用者・被用者それぞれの中央団体機関の代表とによって同権的に構成される（暫・第七条、および正・第七条）。中央理事会は中央委員会の構成員の中から選出され、やはり労使同権で構成される（暫・第八条、および正・第八条⁽⁶⁾）。

これからもわかるとおり、労使労働共同体を貫徹していた原則は労使の同権であった。その点については、両規約とも第三条において、各労使労働共同体が「双方別々の投票で選出された、使用者および被用者から同権的に構成される」と明確に述べている。⁽⁷⁾

さらに、これらの具体的任務を整理しておこう。いずれのレベルにおいてもその任務は、各レベルで生ずる問題の独自の調整にあるとされ、集合協定の解釈および労働争議の調停資格があるとされた。なお、各レベルにおける委員会・理事会については、委員会が決定機関であるのに対し、理事会はその決定を実施する機関として位置づけられている（以上、暫・第四・五条、および正・第四・五条）。この点は、中央委員会、中央理事会も同じ関係にある（暫・第八条、および正・第八条）。下位レベルの労使労働共同体は、取り扱う問題が自己の管轄を超えるときには、上位の労使労働共同体に対して問題提議権が与えられるとされた（暫・第四・五条、および正・第四・五条）。したがって「中央労使労働共同体」たる中央委員会は、「ドイツのすべての工業および産業に共

労使労働共同体構想と自由労働組合

労使労働共同体構想と自由労働組合

通するあらゆる問題の審議および調整、ならびに個々の部門グループ〔全国労使労働共同体〕の範囲を超える問題の審議および調整」にその任務がおかれることになり（暫・第七条、なお「」は正・第七条）、その決定を実施する機関とされたのが中央理事会であった（暫・第八条、および正・第八条）。

以上のように労使労働共同体とは、機構の面からすれば、各工業部門別、かつ地区別の労使両団体の代表者による同権的協議機関が、「中央労使労働共同体」たる中央委員会・中央理事会を頂点として垂直的に統合された総体を指していた。さらにこの構想は、「シュティンネス・レギーン協定」の成果として、当然つぎの二つの原理を包含していた。その第一は、すでにふれたように、ライヒャートが述べた意味での国家からの離脱原理であり、これは労使間に生ずる諸問題に国家を介入させることなく解決を図るという姿勢にあらわれている。これはハルトヴィヒにならって、社会的自治の原理と把握してもよいであろう。⁽⁸⁾ 第二は、労使労働共同体が、その担い手を、各利益を代表する諸団体においていたという意味での集団原理である。このためには相手に対抗するだけの団体の内部および系列の組織化が必要であったし、またさらに、労使労働共同体を組織しようという動きは、それら諸団体の組織化を促進する方向にも作用するであろう。実際、自由労働組合は、後で検討するように、労使労働共同体を自己の組織強化の好機として捉えようとしていたのである。

労使労働共同体構想の基本的意義はこのような点に求められるであろうが、まさにこの点から労使労働共同体の実際運営での問題が生じてくることになる。⁽⁹⁾

(1) 暫定規約の全文を、Reichs-Arbeitsblatt, 16. Jg., Nr. 12, S. 874-875 に掲載されている。

(2) W. Richter, a. a. O., S. 258.

(3) 正式規約の全文は、¹⁾の文献に収められた資料によって知ることが出来る。Gerald D. Feldman, Irmgard Steinisch, Industrie und Gewerkschaften 1918-1924. Die überforderte Zentralarbeitsgemeinschaft, Stuttgart 1985, S. 137-141.

(4) 「中央労使労働共同体の機関は、中央理事会および中央委員会である」(正・第二条)。

(5) 第四条によれば、以下の部門で全国労使労働共同体が構想された。鉄・金属工業、食品・嗜好品工業、建設業、繊維工業、鋳工業、石材・土建業、木材業、衣料品工業、製紙工業、皮革産業、運輸業、ガラス・窯業、化学工業、石油・油脂工業の計一四部門がそれである。

(6) 暫定規約においては、中央委員会の構成についての具体的数字は挙げられていない(暫・第七条)。これに対して正式規約においては、全国労使労働共同体の代表、および労使の中央団体から派遣されたそれぞれ九名ずつの代表によって中央委員会が構成されると規定されている(正・第七条)。他方、中央理事会について、暫定規約においては、中央委員会委員の中から使用者・被用者代表それぞれ一二人ずつにより構成されることになっているが(暫・第八条)、正式規約においては、使用者・被用者代表それぞれ二三人ずつが、全国労使労働共同体の推薦と承認を得た上で、各労使中央団体によって任命されると規定されている。なおここで挙げられた労使中央団体とは以下の団体である(正・第八条)。

(使用者団体)

ドイツ工業全国連盟 Reichsverband der Deutschen Industrie

ドイツ使用者団体連合 Vereinigung der Deutschen Arbeitgeberverbände

ドイツ手工業全国連盟 Reichsverband des Deutschen Handwerks

労使労働共同体構想と自由労働組合

労使労働共同体構想と自由労働組合

(被用者団体)

- ドイツ労働組合総同盟 Allgemeiner Deutscher Gewerkschaftsbund [「自由労働組合の歴史」]
キリスト教労働組合総連合 Gesamtverband der Christlichen Gewerkschaften Deutschlands
ヒルンフェーリドゥンカー労働組合 Verband der Gewerkereine (H.-D.)
自由職員連合体 Arbeitsgemeinschaft freier Angestelltenverbände
職員労働組合同盟 Gewerkschaftsbund der Angestellten
商業職員連合労働組合同盟 Gewerkschaftsbund kaufmännischer Angestelltenverbände
- (7) 一九一九年の自由労働組合全国大会の報告において、以上のような組織機構について、体系的に提示したのはA・コーヘン Adolf Cohen である。彼が提示した体系図については、第四節、注(16)参照。
- (8) H.-H. Hartwich, a. a. O., S. 9.
- (9) この点については、別の機会に論じなければならない。

四 労働組合とレーテ問題

労働組合が労使労働共同体に固執した理由は、すでに論じたように、大戦中からの一貫した要求に求められるが、他方でまた、大戦直後の革命的状況との関連の中でも把握されると思われる。それは敗戦直後から沸き起こってきたレーテ Räte 運動と労働組合との対抗関係の中にもっともよくあらわれている。以下では、この対抗関係と労使労働共同体との関連について考察することにした。それによって、労使労働共同体構想と労働組合との関係について、前々節とはまた異なった観点から捉えることができるであろう。

レーテ運動は、一九一八年十一月四日のキール軍港におけるドイツ軍水兵の反乱を機に全土に広まった革命的
政治運動として、端緒の性格を位置づけることができる。⁽¹⁾その内容は、運動の初期においては、兵士、労働者に
よって構成される評議会（すなわち、レーテ）を設置し、それが立法権、執行権といった政治的権力を掌握すると
いうものであり、また実際にミュンヘンをはじめとする各都市でレーテ政権が実現もした。⁽²⁾ただしこの動きは、
その端緒において大衆の自然発生的行動であり、組織化された団体の思考を反映するような性格の運動ではな
かった。⁽³⁾それだけにレーテの性格は、どのような潮流が運動のイニシアティブをとるかにかかっていたし、また、
レーテにどのような内容を盛り込むかによっても左右されることになった。⁽⁴⁾自由労働組合とレーテ問題および労
使労働共同体構想との関係の考察にはいる前に、以上のような点を踏まえた上で、レーテの実際をめぐる問題に
ついて必要最小限の範囲でふれておくことにしたい。

一 レーテをめぐる諸議論の展開過程

ベルリンでレーテが形成され、労働者―兵士レーテ大会が開催されたのは、一九一八年十一月一〇日である。
この大会では、社会民主党 Sozialdemokratische Partei Deutschlands (SPD) と独立社会民主党 Unabhängige
Sozialdemokratische Partei Deutschlands (USPD) 各それぞれ三名ずつから成る人民代表委員会 Rat der Volks-
beauftragten 政府が承認された。また十一月一九日にはベルリン労働者レーテ集会が開催されたが、ここでは国
民議会を召集すべきか否かをめぐって、国民議会の早期召集を主張するSPDのグループと、それに反対して
「国民議会に代わるレーテ大会」を主張するUSPD左派を中心とするグループとが対立した。しかし、後者の

労使労働共同体構想と自由労働組合

労使労働共同体構想と自由労働組合

主張は多数の支持を集めることができなかつた。⁽⁶⁾ 全国レヴェルのレーテ大会は、十二月一六日から二一日にかけて、ベルリンで全国労働者―兵士レーテ大会として開催された。本大会においても対立の構図は従来とは変わるところなく、国民議会早期召集を主張するSPD派と、「すべての権力をレーテへ」と主張するUSPD左派とが衝突したが、結局は国民議会の早期召集が決議されるにいたつた。⁽⁷⁾ これを受ける形で一九一九年一月一日に国民議会選挙が行われ、二月六日に国民議会が召集された。これによって、レーテが政治領域で論じられる意義は著しく減じてしまつた。

ところで、ここで見過ごされてはならないのは、元來政治的な問題として取り扱われてきたレーテが、以上のような経緯をたどつたのちに、その取り上げられ方において徐々に変化していったという点である。実際のところ、これ以降のレーテは、労働組合の利害代表としての機能を侵食するような形で理論化されていった。ここにおいて労働組合とレーテとの関係は、対立の局面を迎えることになつた。その点については、つぎのようなレーテをめぐる議論の状況があつたことに注意を払つておくべきである。

もともと革命的政治運動のなから生まれてきたレーテは、その政治的な意義が剝奪された以上、実際には本来の意図とかけ離れた形でしか存在が許されなくなるのは当然であつた。そしてレーテのその後は、どのようにレーテを構築すべきかという議論の中のみ、その存在意義を見い出さざるをえなくなつた。この点をめぐつて議論が交わされたのは、全国労働者―兵士レーテが開催されてから三ヵ月後の四月八日から一四日にかけて開催された全国労働者―農民―兵士レーテ大会であつたが、それ以前にすでにさまざまなレーテ構想が出されていゝた。たとえば、SPDのカリスキ Julius Kautski が、*Sozialistische Monatshefte* 誌上に、*両院議会議制のひとつ*

としてレーテ体系を取り込むような案を発表していたし、USPDは、三月二日から六日にかけて開催された臨時党大会において、きわめてラディカルな意義を有したレーテを新憲法に採り入れることを決議している。⁽⁹⁾ 他方、国民議会召集ののち、二月一三日に成立したいわゆる「ヴァイマル連合」政府は、当初、レーテの存在をまったく認めない方針でいたが、三月三日のベルリンでのゼネスト突入決定のさいに挙げられていた要求をのむ形で、レーテを憲法の中で謳う内容を盛り込んだ声明を三月五日に発表した。さらに政府は、中部ドイツの政情不安を収めるべく、三月二〇日に経営レーテの設置を認めるにいたっている。⁽¹⁰⁾ では、このような動きに対して労働組合はいったいどのような反応を示していたのであろうか。以下では、自由労働組合に焦点をあてて、この点を考察したい。

二 自由労働組合とレーテ問題

レーテの問題に関し、一九一八年十一月から十二月の全国労働者―兵士レーテ大会開催にいたるまでの主要論点であった、国民議会かレーテ体制か、という二者択一の問題をめぐって、人民代表委員会政府は十一月二三日、国民議会の召集を訴える決議をした。自由労働組合総務委員会機関誌 *Correspondenzblatt* 誌は、それに対し十一月一四日の記事で全面的な支持を表明した。また、十二月三日の自由労働組合幹部会会議では、労働者レーテは単に革命の政治機関にすぎない、とされた。この内容は *Correspondenzblatt* 誌にすぎのようによび発表された。「組合幹部会代表者会議は、賃金―労働条件の規制にあたって、個々の労働者レーテによって試みられている労働組合の排除を、ドイツの労働者階級にとっても、また我々の国民経済全体にとっても重大な危機だとみなしている。

労使労働共同体構想と自由労働組合

労使労働共同体構想と自由労働組合

革命の政治的組織としての労働者レーテは経済的課題解決のために、労働組合の意見を聴くべきである」と。⁽¹¹⁾この時点で、すでに自由労働組合のレーテに対する位置関係は明らかであったといえるが、その立場をさらに鮮明に表明したのは、当時の総務委員会委員長レギーンであった。彼は一九一九年二月二日の組合幹部会拡大会議の席上、レーテは成果をあげうる組織ではない旨を主張し、「レーテ制の必要性はないし、また労働者の従来からの組織や代表の構造の中への〔レーテの〕組織的な組み入れはほとんど考えられない」と述べたと、Correspondenzblatt誌が報じている。⁽¹²⁾これは、レーテが制度化される動き以前の労働組合の対応であったが、先に見たように事態が徐々に転回する中で、政府はレーテを憲法に採り入れることを確約し、それを謳った声明を発表した。またさらに、六月一〇日から一五日にかけて開催されたSPD党大会においても、政府案に沿ったレーテ制の導入について、ジンツハイマー Hugo Sinzheimer によってその理念的基盤が与えられた。⁽¹³⁾ここにいたって自由労働組合も何らかの対応に迫られることになった。

自由労働組合の対応策のひとつは、四月二五日の組合幹部会会議で打ち出された。この会議は、六―七月に開催予定の自由労働組合全国大会において提案されることになった労働組合の活動基本方針を検討するために開かれたものである。ここでは経営レーテについても話し合わせ、一応の方針が打ち出された。それは、三月五日の政府声明および三月二〇日の政府発表を受けて、自由労働組合がレーテ制度に対する方針を部分的にも明らかにしたものとして位置づけることができるであろう。方針において経営レーテは、レーテ体系の最も下位に位置する組織とされ、「経営民主主義の機関」として規定された。ここで注目すべき点は、経営レーテと労働組合との協調を要求していることである。「経営レーテがこれら〔労働組合〕との連携を怠るとすれば、労働組合の統一

的な労働政策が「……経営エゴイズムにより排除される危険が生ずる。」したがって、「経営レーテと労働組合との連携を保つことが重要な法的課題」とされたのである。⁽¹⁴⁾この内容から理解されるように、自由労働組合は、レーテの体系をあくまでも自己の体系の枠の中にとどめるべきものとして位置づけている。しかも当時の労働組合は、基本的に労使労働共同体体系にこそ、その立脚基盤を見出し出していたわけであるから、労働組合と労使労働共同体との関係を論じることなしに、労働組合とレーテとの関係について論じることができなかつた。それが表出したのが、自由労働組合ニュルンベルク大会であつた。

三 自由労働組合と労使労働共同体

ここでは、一九一九年六月三〇日から七月五日にかけてニュルンベルクで開催された自由労働組合大会における議論を検討することを通して、労働組合のレーテおよび労使労働共同体に対する対応について考察したい。

自由労働組合ニュルンベルク大会では、第五議題「ドイツ工業使用者―被用者労働共同体」として労使労働共同体について議論されている。しかもこの議論において注目されるのは、これまでとりあげてきたレーテが、労使労働共同体との関連の中で独自の意義を与えられるにいたつたことである。その中心人物と目されるのは、この議題で主報告をした総務委員会委員A・コーエンである。彼はこの報告で、労使労働共同体について、まずその歴史的位置を確認し、そのあとで労使労働共同体の新たな位置づけを試みた。

A・コーエンによる労使労働共同体の歴史的位置づけは、労使労働共同体設立構想を、戦時経済の状況をもとにして生み出された包括的プランと規定し、それが必然性を有していた、というものであつた。彼はその必然性

を、戦時における企業家が自己の救済のために労使労働共同体のプランに応じざるをえなかったという点に求めた。この点について、A・コーエンは、戦時の企業家の認識には、「破壊されたドイツ工業の再建は労働者組織の援助をもってのみ可能であること」、および「この再建は、労働者に対してこれまで手渡されていなかった経済領域での同権が〔労働者に〕認められてはじめてなされること」であったとしている。その限りにおいて、労使労働共同体は、さきにとりあげたレーテに代表されるような革命的状況とは、明確に一線を画すものとして把握されている。この点については、彼のつぎのような発言から確認できる。「労使労働共同体は、あちこちで思われているように、一九一八年の革命の産物ではない。一九一八年の十一月の出来事が労使労働共同体の創設と時間的に重なるという限りにおいてのみ、労使労働共同体は関係するのである。⁽¹⁵⁾」

このようなA・コーエンの基本認識から導き出される労使労働共同体の意義は、まず第一に労働者の地位の確保と改善に労使労働共同体は貢献する、という点に求められた。彼によれば、社会主義的意味での生産の変革、すなわち社会化の遂行には多くの時間を要する。その時までになされるべきことは、「できる限り、労働者の地位を確固たるものとし、改善することである。」この点からすれば労使労働共同体は、求められてきたものを実現した。第二の意義は、労使労働共同体が、集団的労使関係を実現するという点である。これは具体的には、団体協約の締結や同権的な職業紹介を指している。さらに彼が第三の意義として挙げたのは労使労働共同体と経済政策との関連である。A・コーエンは、当時経済省で構想されていた経済協議会 *Wirtschaftsräte* と労使労働共同体との関連について言及した。ここで彼は、産業部門別に組織される地区経済協議会の体系と労使労働共同体の体系とが並存し、かつ両体系の頂点に「全国経済協議会 *Reichswirtschaftsrat*」がおかれることを紹介してい

る。⁽¹⁶⁾これによって労使労働共同体は経済政策にも大きく関与するというわけである。

しかし、この第三の論点は単にそれだけにとどまらない問題の広がりをもっていたと思われる。というのも、彼のこうした把握こそが、この時点における労働組合の労使労働共同体とレーテとに対する対応を集約的にあらわしていたと考えられるからである。経済協議会の体系とは、実のところ、政府構想におけるレーテの体系にほかならなかった。政府構想におけるレーテ体系はつぎのような内容である。労働者は経営・地区・全国のそれぞれのレベルにおいて、経営労働者評議会、地区労働者評議会、全国労働者評議会を組織し、地区および全国においては、企業家代表と各労働者評議会の代表から構成される地区経済協議会、全国経済協議会が組織される。労働者評議会、経済協議会には、委託された範囲内で監督権限、行政権限が移譲される。⁽¹⁷⁾またA・コーエンは、全国経済協議会には労使労働共同体の代表が派遣されると報告で述べていた。こうしてみると、A・コーエンは彼の議論の中で、政府のレーテ構想たる経済協議会の体系と、それとは歴史的意図が異なって形成される労使労働共同体の体系とを、両体系の頂点に「全国経済協議会」を置くことによって結合させて把握していた。この点からすれば、自由労働組合によって労使労働共同体は、「全国経済協議会」を頂点とする経済機構の一翼を担う体系として認識されるにいたったといつてよい。また、元来対抗的な関係にあった労使労働共同体の体系とレーテ体系との整合的存在により、労働組合はその存在意義を維持することができたといえる。労使共同体はあくまでも労働組合が守るべき体系だったのである。⁽¹⁸⁾

このような労使労働共同体論は、組合代議員の多数の支持を集め、A・コーエンの提案が決議された。それによれば労使労働共同体は、「労働組合の労働協約政策の一貫した継続」と見なされ、「労働者の同権を承認し、

労使労働共同体構想と自由労働組合

労働者の共同決定権および労働法の集団的規制を実現する」と規定され、加盟各労働組合に労使労働共同体への参加が呼びかけられることになった。⁽¹⁷⁾

あとに残された問題は、この労使労働共同体の体系がいかに機能し、また経済協議会の体系がいかに機能するかという点にあった。のちの労働組合の労使労働共同体評価はこうした実践の場からもう一度再検討をねばならなかったのである。

- (1) レーテ研究のさまざまな分析視角については、坪郷実「レーテ研究の動向と問題点——経営レーテを核として——」(1)、『(2)』、大阪市立大学『法学雑誌』、第二巻第一号、同巻第二号、一九七五年九月、十一月、参照。
- (2) Vgl. Eberhard Kolb, Die Arbeiterräte in der deutschen Innenpolitik 1918-1919, erweiterte Ausgabe, Frankfurt am Main-Berlin-Wien 1978, S. 83 ff.
- (3) 当時「その点を指摘したため」として Franz Gutmann, Das Räteystem. Seine Verfechter und seine Probleme, München 1922, S. 59. 同様の指摘については Vgl. Peter von Oertzen, Die Betriebsräte in der Novemberrevolution. Eine politikwissenschaftliche Untersuchung über Ideengehalt und wirtschaftlichen Arbeiterräte in der deutschen Revolution 1918/19, 2. erweiterte Aufl., Bonn-Bad Godesberg 1976, S. 10.
- (4) この問題については、革命の指導者(エリート)と大衆、とりわけエリートによる大衆エネルギーの嚮導という視点から論じたものとして、篠原一『ドイツ革命史序説——革命におけるエリートと大衆——』、岩波書店、一九五六年が挙げられる。
- (5) コルプは、敗戦直後から一九一九年一月一九日の国民議会選挙、二月六日の国民議会開催にいたるまでは、大衆の広範な運動としてレーテ運動が展開した時期であったのに対し、それ以降はレーテ制度化を求める運動の中でむしろ

るものもまたレーテ体系が構想された時期であった、という位置づけをしよう。 Vgl. Eberhard Kolb, Räte-wirklichkeit und Räte-Ideologie in der deutschen Revolution von 1918/19, in: Derselbe (Hrsg.), Vom Kaiserreich zur Weimarer Republik, Köln 1972, S. 165 ff.

(6) この経緯については、vgl. E. Kolb, Die Arbeiterräte in der deutschen Innenpolitik 1918-1919, S. 114-132.

(7) SPD派のM・コーエン、Max Cohen 氏が国民議会の早期召集を提案し、マックス国憲法制定の中央機関として国民議会が労兵レーテを代わられるべきであると主張した。 Vgl. Allgemeiner Kongreß der Arbeiter- und Soldatenräte Deutschlands, vom 16. bis 21. Dezember 1918 im Abgeordnetenhaus zu Berlin. Stenographische Berichte, unveränderter Nachdruck der Ausgabe Berlin 1919, Darmstadt 1972, Sp. 223-224, 275-277.

(8) カリスキ自身の述べるところによれば、この案はすでに一九一九年一月一七日のインスブルック労働者レーテ集会で彼によって主張されたものであるという。カリスキの構想する両院議会制 Zweikammersystemとは、一般の議会と並存する形で、「労働議会 Arbeitskammer」の体系を導入しようとするものであった。その構想とはすなわち、生産の場における労働者の利害を直接反映するような評議会を設置し、しかもそこには企業家も加わる。それは「生産のための労使労働共同体」であり、そこから代議員を選出し、市町村、郡、県、州、国のそれぞれのレヴェルで「労働議会」をつくる、というものであった。この構想は全国労働者―農民―兵士レーテ大会において明らかに具体的内容を盛り込まれて提案された。それによれば、法案は評議会を母胎とする「労働議会」の同意なしには成立せず、とくに経済的性格を有する法案は、一般の議会よりも先に労働議会に送付される、という内容が明らかに盛り込まれていた。なお大会においてこの構想を提案したのはM・コーエンであり、SPD派案として提案された。

Vgl. Julius Kaliski, Der Rätegedanke beim Neuaufbau Deutschlands, Sozialistische Monatshefte, 25. Jg.,

52. Bd., 1919, S. 229-236; II. Kongreß der Arbeiter-, Bauern- und Soldatenräte Deutschlands, vom 8. bis

労使労働共同体構想と自由労働組合

労使労働共同体構想と自由労働組合

14. April 1919 im Herrenhaus zu Berlin. Stenographisches Protokoll, unveränderter Neudruck, Darmstadt 1975, [Abk.: II. Rätekongress], S. 269.

- (9) Protokoll über die Verhandlungen des außerordentlichen Parteitages vom 2. bis 6. März 1919 in Berlin (Unabhängige Sozialdemokratische Partei Deutschlands), Berlin o. J., S. 3-4. U S P D 左派を代表するドイッチャー Ernst Däumig によれば、レーテ体制とは「プロレタリアート独裁概念と同義であり、議会主義とも、また資本主義経営とも鋭く対立するものとして捉えられていた。また、全国労働者—農民—兵士レーテ大会で提案されたレーテ構想はつぎのようなものであった。個別経営体および職能ごとに、労働者によって評議会がつくられ、それが政治領域においては労働者レーテ、経済領域においては経営レーテを形成する。労働者レーテ、経営レーテとも地方レベルから全国レベルへと積み上げられる形で組織され、前者は行政当局を監督し、さらに全国労働者評議会においては、それが全政治的権力を有する。後者は基本的には経営を監督し、経営の社会化に協力する。その全国組織たる全国経済評議会は、全国すべてにわたる経済生活を監視し、生産確保のための管理基準、および私的資本主義生産が社会主義的生産へと移行するための管理基準を設定する。 Vgl. ebenda, S. 95-98.; II. Rätekongress, S. 269-270.

- (10) このときの首相であったシャイデマン Philipp Scheidemann は、二月二十五日に、内閣の誰もがレーテ体制を憲法や行政にとりいれる意志のないことを表明したが、ベルリンにおける三月三日のゼネスト宣言の中で、労働者—兵士レーテの承認が第一の要求として挙げられていた。これを受ける形で出されたのが三月五日の政府声明であり、そこでは冒頭で、「労働者レーテは経済的利害代表として基本的に認められる」と述べていた。さらに中部ドイツで発生した争議収拾にあたり、三月一二日に労使間で協定が結ばれた。協定は、「経営レーテ設置のための原則」および「経営レーテのための暫定運用規定」から成っていた。協定の「経営レーテ設置のための原則」の内容は、労

働者―職員委員会の中から、経営レーテが選出されねばならない、¹⁾というものである。また協定の「経営レーテ設置のための原則」の内容は、経営レーテは経営の秘密が脅かされない限りにおいて経営の検査権を有する、²⁾というものであった。これが官報紙である Reichsanzeiger 紙に掲載され、³⁾実質的に政府に認められることになったのは三月二〇日であった。なお、こうしたレーテ問題の最終的成果が八月一四日公布の憲法第一六五条である。この経緯については vgl. Georg Fladow, Der Gesetzgebung über die Organisation der Betriebsräte, Die Neue Zeit, 37. Jg., 2. Bd., 1919, S. 416 ff.; Max Cohen, Der Rätegedanke im ersten Revolutionsjahr, Sozialistische Monatshefte, 25. Jg., 53. Bd., 1919 II, S. 1043 ff. なお、憲法第一六五条は謳われたレーテ体制とは、経営・地区・全国の各レベルにおいて労働者評議会が、また地区・全国のレベルにおいては経済協議会が組織される。とくに経済協議会は、全経済的任務の遂行と社会化法の施行に際しての協力を目的として、⁴⁾企業家代表と労働者評議会代表によって構成される、⁵⁾という機能を持つ機関として規定された。Reichs-Gesetzblatt, 1919, S. 1415. (山田晟訳「ヴァーマル憲法」、高木八尺、末次三次、宮沢俊義編『人權宣言集』、岩波文庫、一九五七年、二一六―二一七ページ。)なお、本条文中で規定された「労働者評議会」とは、Betriebsarbeiterräte, Bezirksarbeiterräte, Reichsarbeiterrat である。また本条文中で規定された「経済協議会」とは、Bezirkswirtschaftsräte, Reichswirtschaftsrat である。これをさす用語として「レーテ」と訳さなかったのは、⁶⁾これらに付された Rat (単数形)、Räte (複数形)の意味内容が、当初の革命的な政治運動の中で付された Räte のそれとは大きく隔たっているという理由からである。

(1) Heinz Josef Varain, Freie Gewerkschaften, Sozialdemokratie und Staat. Die Politik der Generalkommission unter der Führung Carl Legiens (1890-1920), Düsseldorf 1956, S. 122-123.

(2) Ebenda, S. 146.

(3) 労使労働共同体構想と自由労働組合

(81) 以下 Rat, Räte を「評議會」あるいは「協議会」と訳した点については、本節、注(10)と同じ理由による。

(91) Vgl. Protokoll, Nürnberg, S. 62. など。この決議は代議員投票の結果、賛成四二〇、反対一八一で決議された。

Ebenda, S. 502.

五 労使労働共同体研究の展望

——結びにかえて——

本稿をしめくくるにあたり、これまでの考察を労働組合の立場を中心にして確認しつつ、そこから導き出される新たな課題を提示しておきたい。

自由労働組合にとって労使労働共同体構想は、第一に労働組合と企業家・企業家団体との対抗関係、第二に労働組合とレーテとの対抗関係、という二つの対抗関係の中で把握されていた。

労使労働共同体構想の経緯からも明らかのように、大戦中にすでに敗戦を見越した企業家が、戦後においても自己の利害を維持するためにも必要としたのが労使労働共同体であった。⁽¹⁾ 労使労働共同体は、集团的労使関係を体現していたのみならず、産業で生じるあらゆる問題がそこで討議されることを予定していたという点で、労働組合と企業家・企業家団体との社会的自治の機関として構想されていたといえる。したがって、第一の対抗関係を考察するにあたっては、労使労働共同体が現実にとどのよう⁽¹⁾に機能したか、つまり社会的自治の原理がどこまで貫徹しえたのか、という点についての歴史的な実態の解明が必要とされる。さらに、それが貫徹しなかった場合には、その因果関係が検討されねばならない。とくにこの点については、つぎの二つの要素が浮かび上がってく

労使労働共同体構想と自由労働組合

労使労働共同体構想と自由労働組合

るように思われる。そのひとつは、社会的自治に対してなされる政府—行政サイドの介入である。これはたとえば、争議の仲裁裁定に拘束力を持たせることを規定した、一九三三年の「仲裁令 Verordnung über das Schlichtungswesen」に代表されるであろう。⁽²⁾ もとより、こうした労使関係への国家的介入を回避しようとしたところに労使労働共同体構想が生み出されてきたという経緯を、ここではもう一度確認しておきたい。他のひとつは、労働組合内部で「中央労使労働共同体」への対応が一樣でなかったという点である。当時の自由労働組合は、総務委員会を中心とした労使労働共同体構想推進勢力と、それに反対の立場をとる勢力との微妙なバランスの上に成り立っていた。⁽³⁾ 本稿では主として前者の立場に限定して考察をすすめてきたが、やはりそれだけでは「中央労使労働共同体」活動の実態を検討するに際しては不十分であろう。ここでは言及できなかったが、一九一九年の自由労働組合大会で、A・コーエンとともに労使労働共同体について報告した金属労働組合の指導者ミューラー Richard Müller が、組合の労使労働共同体参加に対して反対を唱えていたことを看過することはできない。⁽⁴⁾

第二の対抗関係についてはつぎのように言える。レーテは当初からその運動論の中で、労働者の利害代表としての意義を担わされていた。したがって労働組合は労使労働共同体における自己の利害代表の正当性を主張するためにレーテ体系を認めるわけにはいかなかった。しかし、レーテ条項が憲法に盛り込まれる状況になるにいたって、自由労働組合も、当時政府が構成していたような経済協議会体系と労使労働共同体体系との並存を許容せざるをえなくなった。否、むしろ積極的にこの二つの体系の結合を「全国経済協議会」によって図ろうとした。そこで今後さらに必要であるのは、経済協議会——とりわけ一九二〇年五月の「暫定全国経済協議会令 Verordnun-

über den vorläufigen Reichswirtschaftsrat」によって設置された「暫定全国経済協議会」——の理念と実態とに迫ることである。この点については、当時の政府が抱いていた共同経済構想の中で労使労働共同体あるいは経済協議会を位置づけ、それを踏まえた上で、「暫定全国経済協議会」の活動を検討することが要請される。そうした点からもう一度、労使労働共同体を捉え直すことができるであろう。

以上のような問題点については、今後検討されるべき課題としなければならぬ。

- (1) したがって、労使労働共同体が、ドイツの工業領域における労使両団体の編成替えを意図し、とりわけ企業家諸団体の利害代表を整理するための政策体系としても捉えられるのである。麻沼賢彦「第一次大戦後ドイツにおける『労資共同体』体制の成立」、名古屋大学『経済科学』、第二六巻第一号、一九七八年十二月、参照。
- (2) 「仲裁令」については、たとえば、vgl. L. Preller, a. a. O., S. 310ff. 久保敬治『ドイツ労働法の展開過程』、有斐閣、一九六〇年、一一八ページ以下参照。
- (3) 自由労働組合内部でのこうした問題をとりあげた研究として、たとえば、vgl. Gerhard Laubscher, Die Opposition im Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbund (ADGB), Frankfurt am Main 1979.
- (4) Vgl. Protokoll. Nürnberg. S. 467-475.

付記 本論文は昭和六十三年度成城大学教員特別助成による研究成果の一部である。